

17. 取下げ・計画変更等

17－1. 申請取下げ

- (1) 申請者は、交付申請の受付前に申請の取止または計画の中止をする場合、オンライン申請システムの「申請取止」から申請を取止めてください。
- (2) 申請者は、交付申請の受付後または交付決定日後に申請の取下げを行う場合、オンライン申請システムの「補助金申請取下」にデータを入力し、センターへ申告してください。
 交付決定日後においては、当該通知にかかる補助金の交付決定の内容またはこれに付された条件に不服がある場合にオンライン申請システムの「補助金申請取下」を申告することができます。ただし、提出の期間は交付決定通知書を受領した日から起算して7日以内になります。
- (3) 交付決定日後に、上記(2)以外で計画の中止または廃止による申請の取下げを行う場合はオンライン申請システムの「計画変更承認申請」にデータを入力し、センターへ申告してください。

申請の取下げを行った後、改めて申請する場合は、センターが当該取下げの処理を完了し、申請者へ通知した日以降になります。

17－2. 状況等の報告

申請者は、センターが発行する「補助金の額の確定通知書」を受領前に、充電設備設置の遂行状況や確認すべき事由についてセンターが報告を求めた場合は、オンライン申請システムの「状況等報告」をセンターが要求する期日までにデータを入力し、報告する必要があります。

なお、オンライン申請システムの利用終了後は、「状況等報告書（様式J32）」をセンターが要求する期日までに原本を郵送で提出する必要があります。

17-3. 計画変更

交付決定日後に、交付決定内容を変更する場合はセンターへ申告し、承認を得る必要があります。下記に示す内容を確認の上、オンライン申請システムの計画変更画面に表示される「工事変更書類」および「変更内容」を選択の上、データを入力し、センターに申告する必要があります。その場合、センターの指示があるまで、計画変更にかかる設置工事は中断する必要があります。変更が生じた時点で速やかにセンターへ申告してください。実績報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

計画変更の内容と必要な書類

書類（データ入力）	変更内容の例
「変更届出」	工事内容に関わらない変更 ・ 申請者（共同申請者含む。）の法人名称変更、代表者変更 ・ 申請者（共同申請者含む。）の住所変更 ・ 充電設備設置場所名称の変更 ・ 地番から住所への変更等
「計画変更申告」	軽微な変更で、工事内容の変更 ・ ブレーカー容量の変更 ・ 電源ケーブルのサイズの変更 ・ 充電設備や付帯設備の基礎サイズの変更 ・ 付帯設備のメーカー、型式の変更 ・ 充電スペースの変更等 ・ 充電設備を同一敷地内で10m未満移動
「計画変更承認申請」	重要な工事内容の変更および申請の取下げ ・ 充電設備を同一敷地内で10m以上移動 ・ 受電元の変更（特別措置からキュービクルへの変更等） ・ 同出力の充電設備への変更 ・ 交付決定日後の、計画の中止または廃止による申請の取下げ
提出が不要	交付決定の内容（申請者・工事内容等）に関わらない変更 ・ 減額などによる工事費の変更等

17-3-1. 計画変更不可事項

以下の内容は計画変更により変更することはできません。変更する場合は、申請の取下げを行う必要があります。取下げの手続きが完了し、交付申請期間内であれば再度申請を行うことができます。

(1) 申請者の変更

ただし、下記に示す場合は変更できる場合がありますので速やかにセンターへ連絡してください。

- ・ 法人の合併による社名変更等
- ・ 婚姻等による姓名変更
- ・ 申請者の死亡による相続

(2) リース契約の有無の変更

(3) 充電設備の設置場所住所の変更

(4) 充電設備販売会社および工事施工会社の変更

(5) 手続代行者の変更

(6) 充電設備の基数の変更

(7) 出力の異なる充電設備への変更